

令和8・9年度 緊急応急工事要請対象者

林野庁 東北森林管理局

番号	会社名(支店等)	住 所	代表者名	備考
1	富士建設(株)	青森県弘前市大字高田一丁目10番地12	松下 覚	
2	渡辺建設(株)弘前支店	青森県弘前市大字取上5丁目5番地の3	對田 洋一	
3	宝森建設興業(株)	青森県北津軽郡中泊町大字中里字宝森157	葛西 俊蔵	
4	島村産業(株)	青森県五所川原市大字一野坪字馬繋場222番地2	島村 啓子	
5	(株)今与建設	青森県五所川原市金木町喜良市弓矢形26-1	今 俊順	
6	(株)三和建設	青森県五所川原市相内51	三和 武人	
7	相内建設(株)	青森県東津軽郡今別町大字山崎字山崎68-1	相内 立己	
8	(株)鹿内組	青森県青森市大字野尻字今田97番1号	鹿内 雄二	
9	細川建設(株)	青森県下北郡佐井村大字佐井字古佐井川目31	細川 雅祐	
10	(株)室組	青森県むつ市柳町3-10-53	室 明夫	
11	滝内建設(株)	青森県十和田市大字三本木字西金崎538番地3	滝内 幹雄	
12	田中建設工業(株)	青森県十和田市元町西二丁目12番1号	田中 進	
13	山田建設(株)	青森県三戸郡南部町大字剣吉字上町28	根市 純子	
14	山本建設(株)	岩手県八幡平市白沢口13番地の1	山本 茂	
15	横屋建設(株)	岩手県下閉伊郡岩泉町岩泉字村木74番地	工藤 周二	
16	刈屋建設(株)	岩手県宮古市茂市2-110-34	向井田 岳	
17	山口建設(株)	岩手県久慈市大川目町12-94-1	山口 弥市	
18	宮城建設(株)	岩手県久慈市中の橋第4地割35番地の3	菅原 博之	
19	三陸土建(株)	岩手県盛岡市みたけ五丁目15番12号	木下 伸一	
20	東野建設工業(株)	岩手県盛岡市加賀野二丁目8番15号	東野 久晃	
21	工藤建設(株)	岩手県奥州市水沢真城字北館38番地1	蜂谷 剛司	
22	岩手建設工業(株)	岩手県北上市常盤台二丁目9番4号	八重樫 博之	
23	(株)平野組 (仙台支店)	岩手県一関市竹山町6番4号 宮城県仙台市青葉区上杉二丁目1番8号上杉第3平野ビル5F	須田 光宏	
24	(株)山下組	岩手県花巻市上根子字石川原78番地1	菅原 陽一	
25	(株)小田島組 (O2戸澤建設営業所)	岩手県北上市藤沢20-35 岩手県八幡平市赤坂田45-3	小田島 直樹	
26	南建設(株)	岩手県九戸郡軽米町大字晴山22-46-1	南 勉	
27	丸か建設(株) (青森支店)	宮城県加美郡加美町字赤塚37番地 青森県青森市富田4丁目25番25号	佐々木 一暢	
28	(株)笹原組	宮城県大崎市古川李埴字道祖神4番地2	遠藤 康之	
29	三和建設(株)	宮城県仙台市青葉区西花苑1丁目1番12号	丹野 敬治	
30	(株)オオタベ	秋田県大館市立花字山田渡197番地	吉田 日出美	
31	奥山建設(株)	秋田県北秋田市小又字羽根川63-4	奥山 隆雄	
32	(株)門脇木材	秋田県仙北市田沢湖卒田字柴倉135	佐川 広興	
33	(株)石川組	秋田県鹿角市十和田大湯字中田1-3	島崎 祐男	
34	(株)山脇組	秋田県湯沢市北荒町2-14	山脇 幹	
35	横手建設(株)	秋田県横手市前郷二番町7-13	武茂 広行	
36	山科建設(株)	秋田県由利本荘市矢島町七日町字曲り淵158-1	山科 優	
37	(株)畠山建設工業	秋田県仙北市田沢湖生保内字相内端57-4	畠山 隆憲	
38	(株)森元組	秋田県仙北市田沢湖神代字戸伏松原40-3	高橋 友喜	
39	(株)丸高	山形県酒田市下安町41番地の1	横瀬 夏樹	
40	(株)金丸建設	山形県鶴岡市熊出字下村120	伊藤 靖幸	
41	羽陽建設(株)	山形県上山市美咲町二丁目1番95号	堀川 裕志	
42	村山建設(株)	山形県西村山郡朝日町大字宮宿190	村山 文也	
43	志田建設(株)	山形県山形市双月町一丁目6番3号	志田 賢一	
44	山形建設(株) (庄内営業所) (西置賜営業所)	山形県山形市清住町一丁目2番18号 山形県東田川郡三川町大字押切新田字桜木6番地3 山形県西置賜郡小国町大字岩井沢844-4	後藤 吉伸	
45	(株)山形組	山形県山形市幸町6番21号	荒井 淳	
46	寿建設(株)	山形県新庄市十日町1267番地	山田 健二	
47	秋保建設(株)	山形県最上郡戸沢村大字古口332	柿崎 和朗	
48	那須建設(株) (仙台支店)	山形県長井市屋城町7番1号 宮城県仙台市青葉区水の森4-2-1	那須 暢史	

- 注1) 本名簿は、東北森林管理局管内の国有林において緊急的な応急工事(以下「緊急応急工事」という。)を実施する必要がある場合に迅速な対応を可能とするため、緊急応急工事の要請対象者をあらかじめ公募の上選定したものである。
- 注2) 緊急応急工事の実施が必要な場合は、本名簿に登録された要請対象者の中から契約相手方を選定することとなることから、本名簿への登録を持って緊急応急工事の契約が約束されるものではない。
- 注3) 本名簿の有効期限は、**令和10年3月31日**とする。